

細則第2附属書第1（細則第2第5条関係）

液状化等物質運送許容水分値測定申請書、液状化等物質水分測定申請書及び液状化等物質積付検査申請書記載要領

（第1章 通則）

1. 通則

1.1 旨等

- 1.1.1 特殊貨物船舶運送規則（昭和39年運輸省令第62号。）第17条第3項の規定により液状化等物質運送許容水分値測定若しくは液状化等物質水分測定を申請する場合、又は第25条第2項の規定により液状化等物質積付検査を申請する場合における液状化等物質運送許容水分値測定申請書（規程第3号様式）若しくは液状化等物質水分測定申請書（規程第4号様式）又は液状化等物質積付検査申請書（規程第5号様式）の記載の要領は、規程に定めるもののほか、この附属書の要領によるものとする。
- 1.1.2 この附属書において使用する用語は、別に定めるもののほか、規程において使用する用語の例による。

（例）

省令……………	特殊貨物船舶運送規則（昭和39年運輸省令第62号）
特殊貨物告示……	液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示（平成22年国土交通省告示第1526号）
規程……………	危険物等検査業務規程（平成16年8月30日国土交通大臣認可）
規程附属書第2…	液状化等物質運送許容水分値測定、液状化等物質水分測定及び液状化等物質積付検査の実施方法等
TML測定………	省令第17条第1項の液状化等物質運送許容水分値測定
水分測定…………	省令第17条第1項の液状化等物質水分測定
積付検査…………	省令第25条第1項の液状化等物質積付検査
集積区分…………	規程附属書第2第2条の集積区分

（第2章 液状化等物質運送許容水分値測定申請書の記載要領）

2. 液状化等物質運送許容水分値測定申請書

2.1 液状化等物質運送許容水分値測定申請書の記載上の基本原則

- 2.1.1 液状化等物質運送許容水分値測定申請書（以下この章において「申請書」という。）は、液状化等物質運送許容水分値測定申請権者（以下この章において「申請者」という。）又はその代理人が記載すべきものであることは当然であるが、その記載を正確にするため申請書の記載は、必ずこの要領によるものとする。
- 2.1.2 申請書は、申請者が省令の規定により測定を申請しなければならない場合のその申請すべき測定の具体的な内容を示すものであるので、その記載内容は、十分かつ正確なものでなければならない。

- 2.1.3 申請書は、測定しなければならない事項を明らかにするとともに、責任の範囲を示すものであるので、その受理に当たっては、その記載内容に不備がないこと等を十分審査し、かつ、確認しなければならない。
- 2.1.4 申請書に記載する用語は、原則として省令において採用されている用語を用いるものとする。
- 2.1.5 申請書に記載する固有名詞（申請者又は製造者の氏名若しくは名称、液化化等物質の種類、組成、成分、製造地等）は、すべて和文で記載するものとし、外国の地名、外国法人の名称等については原則としてカタカナ書きするものとし、カタカナ書きが著しく困難な場合に限り英文によることができるものとする。
- 2.1.6 液化化等物質運送許容水分値測定表英訳書を必要とする場合は、申請書に英文を併記させるものとする。

2.2 申請者の氏名又は名称及び住所

- 2.2.1 申請者の氏名又は名称及び住所は、省令第17条第1項の規定により申請者である者の氏名又は名称及び住所を、申請者が法人の場合にあってはその法人の名称及び代表者の氏名及び住所を記載する。

(例)

- | | |
|-------------|-----------------|
| (1) 申請者氏名又は | 甲山 一郎 印 |
| 名称及び住所 | 東京都千代田区丸の内1-1-1 |
| | |
| (2) 申請者氏名又は | 甲川商事株式会社 印 |
| 名称及び住所 | 代表取締役社長 甲川二郎 |
| | 東京都千代田区丸の内1-2-3 |

- 2.2.2 代理人が申請の手続きを行う場合は、申請者の氏名又は名称及び住所を記載し、その下に申請代理人である旨及び申請代理人の氏名及び住所を、申請代理人が法人の場合にあってはその法人の名称及び代理人の氏名並びに住所を記載する。

(例)

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 申請者の氏名又は | 甲山 一郎 |
| 名称及び住所 | 東京都千代田区丸の内1-1-1 |
| 申請代理人 | 乙川 二郎 印 |
| | 東京都港区虎ノ門1-1-1 |
| | |
| (2) 申請者氏名又は | 甲川商事株式会社 |
| 名称及び住所 | 代表取締役社長 甲川二郎 |
| | 東京都千代田区丸の内1-2-3 |
| 申請代理人 | 乙川船舶株式会社 印 |
| | 営業部長 乙川三郎 |
| | 東京都港区虎ノ門1-2-3 |

2.3 液状化等物質の種類

2.3.1 液状化等物質の種類は、告示で定める品名又は地方運輸局長の確認を受けたものであって、当該ばら積み固体貨物確認書に記載されている品名を記載すること。

(例)

コークブリーズ
蛍石（フッ化カルシウム）
銅精鉱
鉄精鉱
鉄精鉱（ペレットフィード）
鉄精鉱（シンターフィード）
鉛精鉱
黄鉄鉱
硫化灰（鉄分の多いもの）
亜鉛精鉱
亜鉛焼結鉱
焼成硫化鉄鉱
鉄鋼スラグ及びその混合物
化学石こう

2.4 組成、成分及び粒度

2.4.1 組成、成分及び粒度は、測定に必要な事項を適切に記載する。特に粒度分布は、TMLの測定に重要な項目であるので、粒度分布表を添付する等により明らかにすること。

2.4.2 以前に測定したTML値は、測定の際参考となるので、最近の測定値をその測定年月日とともにこの欄に記載しておくこと。

(例)

成分：銅分 30.5%、鉄分 24.5%、硫黄分 30.5%、その他 14.5%

粒度：	+100	メッシュ	0.5%
	-100	+150	1.5%
	-150	+200	5.0%
	-200	+325	16.0%
	-325		77.0%
合 計			100.0%

(参考 TML： 8.0 % 平成 5 年 7 月 30 日測定)

2.5 製造地

2.5.1 製造地は、測定を申請する液状化等物質の製造地の国名、地方名産地名等製造地が明らかになるように記載する。

2.6 製造者の氏名又は名称及び住所

2.6.1 製造者の氏名又は名称及び住所は、製造者の氏名又は名称及び住所を記載する。

2.6.2 製造者が法人の場合にあっては、その法人の名称及び代表者の氏名並びに住所を記載する。

2.6.3 製造者の名称は、略号等を用いず必ず正式名称を記載する。

例えば、「日本鉱山(株)」、「N.M. C o. L T D.」等ではなく、「日本鉱山株式会社」、「ニッポンマインカンパニーリミテッド」と記載する。

2.7 採取年月日

2.7.1 採取年月日は、測定を申請する液状化等物質の採取年月日を記載する。

2.8 その他の必要情報

2.8.1 粒径等性状の異なる液状化等物質を混合して運送する場合（以下「混合品」という。）においては、申請書の欄外に集積区分の名称又は銘柄とその混合比率を記載する。

（第3章 液状化等物質水分測定申請書の記載要領） （略）

（第4章 液状化等物質積付検査申請書記載要領） （略）

附則 （略）